所管課名 保健福祉部 保育·幼稚園課

事案番号	12210	
実施事案名	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)	
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	の規定により、各自治体 す。	開及び運営に関する基準は、児童福祉法第45条第1項及び第2項が厚生労働省令の基準を参考にして条例で定めることとされていま正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	児童福祉法(昭和22 児童福祉施設の設備及	年法律第164号) び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
政策等の案の 関係資料		

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

所管課名 保健福祉部 保育·幼稚園課

事案番号	12211	
実施事案名	松山市家庭的保育事業等	その設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (案)
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	第2項の規定により、各 ています。	開及び運営に関する基準は、児童福祉法第33条の16第1項及び自治体が厚生労働省令の基準を参考にして条例で定めることとされてされ、令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	児童福祉法(昭和22 家庭的保育事業等の設	年法律第164号) 全備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)
政策等の案の 関係資料		

★意見提出期間が30日未満となった理由	

実施結果の 公表予定日

所管課名 保健福祉部 保育・幼稚園課

事案番号	12212	
実施事案名	松山市幼稚園型認定こと 要件を定める条例の一部	「も園,保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の 改正(案)
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	育、保育等の総合的な提 治体が内閣府令の基準を	園以外の認定こども園の認定の要件は、就学前の子どもに関する教 供の推進に関する法律第3条第1項から第4項の規定により、各自 参考にして条例で定めることとされています。 正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正す
	就学前の子どもに関す 律第77号)	る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法
策定根拠と なる法令等	び第4項の規定に基づき	る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及 内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備 (平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)
政策等の案の 関係資料		

★意見提出期間が30日	未満となった理由	

実施結果の 公表予定日

所管課名 保健福祉部 保育・幼稚園課

事案番号	12213	
実施事案名		ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	な提供の推進に関する法 基準を参考にして条例で	園の認定の要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 注
策定根拠と なる法令等	律第77号)	る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法 園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内 労働省令第1号)
政策等の案の 関係資料		

★意見提出期間が30日未満となった理由	

実施結果の 公表予定日

保健福祉部 子育て支援課 所管課名 事案番号 12214 実施事案名 松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案) 放課後児童健全育成事業所の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法第38条の8の2 政策等を策定 第1項及び第2項の規定により、各自治体が厚生労働省令の基準を参考にして条例で定める する趣旨, こととされています。 この度、関係省令が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正す 目的及び背景 るものです。 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63 策定根拠と なる法令等 政策等の案の 関係資料 ★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日